青森市民ガイドブック発行事業に係る公募型プロポーザル共同事業体結成届

令和　年　　月　　日

青　森　市　長　様

共同事業体の名称

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表構成員　　　　所在地

　　　　　　　　　　　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

　この度、下記業務を履行するため、共同事業体を結成しましたので、共同事業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

１　業務名

青森市民ガイドブック発行に関する業務

共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) ○○業務（当該業務内容の変更に伴うものを含む。以下「業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○○○（以下「事業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条　事業体は、事務所を　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　事業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、次期ガイドブックを発行するまでの間は、解散することができない。

２　青森市との共同発行により、業務を履行することができなかったときは、事業体は、

前項の規定にかかわらず、青森市民ガイドブックの共同発行に関する協定が締結され

た日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　事業体の構成員は次のとおりとする。

　　　　所在地

　　　　法人名

　　　　代表者職氏名

　　　　所在地

　　　　法人名

　　　　代表者職氏名

（代表構成員の名称）

第６条　事業体は、○○○○○○○○○○を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　事業体の代表構成員は、業務の履行に関し、事業体を代表して、青森市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料の請求、受領及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果品等について、青森市民ガイドブックの共同発行に関する協定日以降、著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し青森市と折衝等を行う権限を、事業体の代表構成員である企業に委任するものとする。なお、事業体の解散後、事業体の代表構成員である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し青森市と折衝等を行う権限を、代表構成員である企業以外の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき青森市との協定内容に変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○業務　　　○○○○○○○○○○

○○○○業務　　　○○○○○○○○○○

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表構成員の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、青森市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、事業体が業務を完了するまでは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、青森市の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び青森市の承認を得て、新たな構成員を当該事業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１８条　事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○○○及び○○○○○○は、上記のとおり○○事業共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　年　　月　　日

○○○○○○（共同事業体名称）

代表構成員　　○○○○○○　　　　○○○○○○

○○○○○○　　　　○○○○○○

共同事業体協定書第８条に基づく協定書

○○業務については、共同事業体協定書第８条の規定により、当事業体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

分担業務の価額（消費税分及び地方消費税分を含まない。）

　　○○業務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　○○業務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　○○○○○○及び○○○○○○は、上記のとおり分担業務の価額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

○○○○○○（共同事業体名称）

代表構成員　　○○○○○○　　　　○○○○○○

○○○○○○　　　　○○○○○○